

第十回 参議院地方行政委員会會議録第二十二号

昭和二十六年三月十二日(月曜日)午後一時四十二分開会

本日の會議に付した事件

○本委員会の運営に関する件

○小委員の選任の件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

○吉川末次郎君 議事進行並びに委員会の運営に関して一、二分間発言を允許し願いたいと思います。

この国会に、いろいろの案がこの委員会に付議されておるのであります。が、まだその運びに至っておりませんけれども、先般来、当委員会において調査を開始いたしております警察制度の改正は、当面の問題といたしまして、当委員会が本国会或いは次の国会になるかも知れませんが、最も重大な問題ではないかと考えるのであります。それにつきまして我々も従前の調査研究に基いて、この問題に対処した義務があるかと考えるのであります。ところが皆さんと共に我々日常非常に多忙でありまして、そのことに十分の時間を費す余裕がありません。かくて専門員を如何に我々の仕事に役立たすようにしてもらうかということについては、国会全部の問題であると考えられておりますが、専門員二人のうち、一人は地方財政及び自治制度の問題を主眼とし、又他の一人は警察行政及び消防行政の問題を中心に研究を願つてお

りますような手配になつておると、今日まで大体承知しておるのであります。殊にお二人のうちのその一人であるかたに、我々のそうした余裕のない立場に鑑みて、我々の職務を完了することができるよう完全な一つの調査を完了してもらいたいと思うのであります。これは私見が多少加わるかと思ふのであります。私が、私といたしまして、特に福永専門員に個人的にも御依頼をしておるようなわけなんですけれども、今度の警察制度の改正といたしまして、只今まで大橋法務総裁及び非公式の会合等において、齋藤国警長官等から政府の案を今日まで聞いて来たのであります。その案は説明のたびごとに若干の相違はあるのでありますけれども、只今まで公表された範囲内におきまして、国警の警官数を現行制度によりまして、三万とあるのを五万に増加するというのも改正の主要点になつていられるかと考えるのであります。そういう問題につきましては、我々今日なおにわかには賛否を表明するの段階に達しておりませんが、そういう政府が公式及び非公式の会合において今日まで発表いたしておりますところの案を基準といたしまして、それよりも先立つてその前提として私は基本的に考えて見るべき問題がありはしないかと思はれるのであります。それを先ず福永君に第一に勉強し、研究してもらつて、我々に御教示をお願いしたいと考えておるものであります。

と申しますのはこの委員会におきまして、私たが、大橋法務総裁にお話しておることでありまして、基本的に日本の法律学というものの研究は、新憲法の制定公布に副うようないろいろな制度的な改正が部分的に行われしなけれども、併しながら、憲法の研究におきまして、新憲法と旧憲法とは全く基本的精神が異なるものである。にもかかわらず各大学等においても旧憲法の先生が依然として引續いて新憲法の講義をしている。それで註釈法学的な立場から文理解釈はもとより法律家としてできます。けれどもこれは一つの註釈法学的な法律家、ローヤールの立場において文理解釈がせられていくだけでありまして、その基本的な、法学者的な思想的な理解というものが非常に不十分であるように思われます。これはたまた、憲法の研究に際して、日本の憲法学界が当面しているところの一つの基本的な欠陥であると考えられるのであります。憲法と非常に不可分の関係にありますところの地方行政の研究についても同様なことが考えられる。又そのほかの公法及び私法の研究につきましても同様な基本的な考え方の方の欠陥というものがあつて、そうしてそういう研究に没頭して、そのころの学者の教授をオーソリテイとして、その説に従つていまして、その国家公務員或いはその他の諸君というものが、やはりそういう欠陥を持つたところの、当面している日本の法律

学、公法学及び私法学を通じての、全面的な欠陥の悪影響を受けているといふところに、今日日本の政治全般の法律全般の非常な欠陥があるのではないかと、そういう一種の懷疑的な眼を以て私は望んでいられるわけなんです。警察制度の改正の問題につきましても又同様なことが考えられるのであります。警察制度の改正は新憲法の精神に基いてアメリカからいろいろのアドバイザリーが来まして、あの制度ができ上つたのであります。全般的を通じて今言うような基本的な未成熟の段階に、日本の法律、政治制度があらまうがために、同様なやがては矛盾、撞着に達したておるのではないかというのを非常に私は憂うのであります。で、たが、大橋法務総裁等にも申しましたように、例えばその名においても全国農村警察と翻譯すべきものが国家地方警察と翻譯されて、或いは都市警察と翻譯せらるべきところの言語が、自治体警察と翻譯せられて、そしてその訳語を基本にして考へている人が、英語で示されたところの言葉を通じての制度的精神から全く遊離した昔の警察制度的な見解に誤つて陥つてゐる。即ちミス・コンセプションに陥つてゐるというやうなことがあるというところもたが、申したのであります。これは一例であります。併しこれも私は研究の十分なる余裕を持つておりませんから、今のこ

と等についても、一つ福永専門員が非常に根本的な研究をして、その結果を我々に示して頂きたいものと思つてあります。それで右のようなことから大橋法務総裁に私は質問いたしまして、十分な答弁を得ることができなかつたのであります。が、新しい警察制度というものと旧憲法時代の警察制度とは基本觀念の上においてどういふ相違があるのかということを一ツファンダメンタリーに研究して明らかにされたいということが、福永君に要求いたしますところの第一点であります。

それから地方行政の全部についても同様な矛盾があるかと考えておるのであります。その一つの例は最近の議員数減少の自治庁の通牒にも私は表示されておるかと考えるのであります。が、そういう点からして当然に日本の地方行政の研究及び憲法の研究、並びに私法の研究というやうなもの、私が今まで申しましたやうな動向へ、新憲法に沿つてこれから日を追つて私はその方向へ、大学の法律学の教授の研究等もその方向へ、私は自然に行くとおもうのであります。で、地方行政の研究につきましてもやはり頭の切換えが完全にできておらんものでありますから、何かこれを學者にその説を求めるところの昔の行政法學者である例えは京都大学の佐々木惣一であるとか或いは東京大学の美濃部達吉というやうな古い先生の本でも引つ張り出して、何かその中から自分たちの得ようとする

ものを求めようとするような傾向からまだ一〇〇%脱却していない。併しなから当然、そういうものに求めたところから新しい地方行政の精神がそれから得られそうなのはいいのであります。それから、自然にそういう方向へ変つて行きます。で、古い先生はもう年を取つた人は駄目です。それから、学界におきましても、私はよく存じないのでありますけれども、そういう話を聞いたことがあります。若い助教教授級のゼネレーションの間から私が平素申しますような萌芽が、芽が吹出ておるといふことも聞いておるのであります。警察制度問題につきましても昔でありますならば、或いは松井茂であるとか、或いは高橋雄材であるとかいふ人がそういう研究の権威者とされていたのであります。何か京都大学の、やはり行政のほうのことを研究している人で、そういう新しい研究をしている人がある。そういう人の著書も最近出ておるといふようなことも、関西の或る大学の教授から聞いておりますので、そういう若い新しい学者の著書、或いは研究のプロダクトといふようなものについても、一つ福永さん十分に研究して頂きたいと思ふ。我々もしたいと思ふけれども、時間がありません。それから今度の警察制度改正について、要するに全国的な犯罪というものを検査、捜査するといふようなことについて、こまぎりに、地域的に区分されたいわゆる地方分権的な警察組織ではその成果を挙げることができないといふことが政府側の一つの重大な理由になつておると思ふのであります。ところがアメリカではFBIでありますか、フエデラ

ル・ビニロー・オブ・インヴェステイ・ゲーションでありますか、そういう一つのフエデラル・ガバメントを通じての横断的な警察の制度がある。それは国警のほうでもアメリカへ出張された、よくここに見える、名前は忘れましたが、よく太つた部長の人が調査に行かれて、調査報告を出しておられる。で、国会でこの話を一度聞くといふようなことになつておりました。鈴木直人君も賛成されたのであります。報告書は私の手許へ頂いておりましたけれども、これ又多忙のため折角頂きなからまだ読まずにおるといふやうなわけで、これも一つ福永君のほうで十分よく研究して、そして又そういう新しい学者や、既存のいろいろな政府側から出しておられますところの印刷物等も十分よく研究して、そしてその結果を御報告願ひたいと思ふのであります。又オリジナリーにはいつか申しましたように、ロツクフェラー・フアウンデーションから日本のそういう研究者のために広く読んでもらいたうといふので、日比谷の市政調査会館のライブラリーに多数の地方行政に関する書物を寄贈して来ております。それは向うの人が読むばかりでなしに、いろいろ我々にも読んでくれという希望なんだとありますから、ボリス・アドミニストレーションについてそういうアメリカの本が多数来ておりますから、福永君は英語も上手なんでありまして、そういうことをよく研究して頂きたい。それから政府のほうから今度のFBIの説明を聞くといふ話でありましたが、これは役人のかたがいらつしやる前で失礼であります。が、立法院としてほしいといふ

に行政府から来てもらつて話を聞く、或いはレクチュアを聞くといふことは形式的に無見識な話なのであつて、立法院それ自身でそれを凌駕するところの研究をしなければならぬ。努力をしなければならぬ。その働に当る人としては、これは福永君でなければならぬのであります。そのつもりで一つ福永君がその問題についても、FBIの問題についても十分に政府の研究を凌駕するところの基本的な研究をして我々に一つレクチュアをしてもらふやうにして頂きたいと思ひます。それとなお議員としては国会を中心にしてそういう調査研究をやらなければならぬ、我々がやらなくちゃならぬのであります。我々は十分なタイムがないのでありますから、我々の補助として福永君や、なおほかに立法考査局もあります。立法考査局にもそういうエキスパートがたぐさんおられるのであります。立法考査局でも一つ委員長からもお話を願つて、そのために動員をして頂く。特に私の近付きの範囲内におきましては藤田という法学博士がおりますが、憲法や公法のことを専門であります。なお私が平素申しておりますやうな日本の公法学の研究が当面しておるところの基本的な矛盾といふことについては、私の言うことに非常に賛成もしてくれてるのであります。同じやうな気持ちで了解してくるだろと思ふのであります。藤田君等にも一つヘルプして、藤田君も又独自の、同様の警察制度の改正の問題について研究を願つて、福永君と相並んで我々に御教授を願ひようとしてもいいのじやないかと思ひます。これは私の私見も大分加わりました

が、一委員としての要求であります。恐らく右のことにつきましては、ほかの委員のおかたの御共鳴を願えるのじやないかと思ふのであります。若し御賛成が願へますならば、右のやうに一つ委員会においてお取計らいをお願いしまして、そして右の警察制度が新しくこの委員会に付議されるまで、例へば一カ月とか或いは一カ月半とか期間を切りまして福永君非常に忙がしいと思ひますが、一つ我々の要求を満足するやうな調査を完了しまして、調査書をプリントにしてでも出してもらつと同時に、一時間くらいかかつて我々にその結果を報告してもらふ、こういうふうな一つ願ひたいと思ひますが、皆さんの御賛成があらましたら一つおきめを願ひようお取計らいをお願いしたいと思います。

○竹中七郎君 吉川さんの今の御質問に對しまして私もちよつと意見が違ふ点もあるのであります。ということでは、日本が敗けまして

——現在の情勢におきましては、そのうではいかないといふふうになりました。非常に緩和されつつある。そうして今の冷たい戦争が起つてゐる。こういうときにおきまして警察制度の問題でございまして、理論的には吉川さんは学者でいらつしやいますから、そういうふうにお考えになります。今の憲法並びにアメリカの警察制度といふものは、日本では解釈が違ふといふやうなお話になりました。現実の日本の状態を我々考えまして、アメリカにおきまして今のような農村警察或いは都市警察といふやうなふうにはばら／＼になつておりますから、FBIといふやうなものができまして全般的な調査

その他をやつてゐる。こういうことを考えますときにおきまして福永さんに私としてお願いして置きたいことは、どういふわけであらうものを作らなければならなかつたかといふことと、それからもう一つは日本は軍隊がない、こういうやうな点は現在のアメリカと日本の状態とは非常な差異がある。この点を今の吉川さんの御提案の点もお調べになると同時に、この半面に、逆の方面も考へて一つお調べになつて頂きたい。そうしなせんと、日本の現実といふものに対してどうかといふやうな感じも持ちます。これは私の私見であります。この点も一つ専門員のかた／＼も双方を調べる。片方の逆のほうもお調べになつて、如何に日本の治安がうまく行くか、こういうこととに對する一つの我々の参考になるやうなふうなお調べを願ひたいといふと、うまく行かないのじやないかと私は考えますので、この点を一つお願いして置きたいと思ひます。こういうことでございまして。

○吉川末次郎君 竹中さんのおつしやることには多少考えの違ふ点がありますが、御趣旨にそういうことを含んでの調査をしてくれとおつしやることについては全く賛成であります。引くるめて、とにかく我々が十分に調査するだけの時間がないのでありますから、一つそのためにいらつしやる専門員でありますから立法考査局の藤田君、その他の一切の機關を一つ動員して、そして我々の職務を十分果たすことができるやうに、右のやうな調査に一つ着手して頂きたい。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御意見ございせんか。それでは福永専

ます。半面に法人でありましたならば、青色申告書の提出を認められております限りにおいては、自由な選択によつて加算法を採用せよと考へてゐるのであります。ただいつでも勝手に加算法を選べるということにいたしましたのは、企業が固定資産の拡張をやりましたときなど、自分が有利なときのみ加算方式を採用するというようなこととなりまして、却つて不公平になりますので、加算法を採用する場合には、一定の期限を置くことにいたしましたわけでありまして、即ち第五項に書いてありますように、「加算法によつて附加価値額を算定しようとする法人は、昭和二十六年十二月三十一日まで、当該道府県の條例の定めるところによつて、あらかじめ、事務所又は事業所所在地の道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。届け出さずれば自由に加算法を採用することができず、併しなかられば一定の期限を置くという建前をとることにしたわけでありまして、その後において控除法から更に加算法に移りたいと思ひまして、原則的にはそれを許さないことを建前にいたしておきます。併しなから六項に書いておきますように、「青色申告書の提出を認められてゐる法人で控除法によつて附加価値額を算定してゐるものは、その事業の内容を変更したことに因り控除法によつて附加価値額を算定することが著しく困難である場合においては、その事務所又は事業所所在地の道府県知事の承認を受けて、加算法によつて附加価値額を算定することができるといふことにいたしておるわけでありまして、即ち事業の内容でも変

更しない限りにおいては、控除法によつて附加価値額を算定することが困難となることはあり得ないという考へ方でありまして、第二にはそのように事業の内容を変更するという条件を加へておきますので知事の承認がなければならぬという建前をつたわけでありまして、なお選択を認めるところの最終の期限以後に、新たに事業を開始いたしました法人につきましては、やはり同様その企業の自由な選択によつて加算法を採用せよといたしてあります。又青色申告書の提出を認められてゐる法人に限つておきますのは加算法によりまして、所得の計算をしなければならぬわけでありまして、所得の計算につきましては、損益の計算がかなり複雑であるわけでありまして、損益の計算になつて参りますと、控除法の場合以上にやはり青色申告をしてありますことが大切なことになつて参るわけでありまして、そのような意味合いの下に、青色申告書の提出を認められてゐる法人に限らうとしてゐるわけでありまして、なお、加算法の採用をする法人につきましては、道府県知事はこれを公けに告示いたしまして、そのような特別な計算方法をとりとうとする企業というものを一般に明らかにして置くことと考へておきます。その趣旨の規定が以下に書いてあるわけでありまして、第三十一條の三は、附加価値額の算定方法に変更があつた場合にどういう計算の仕方をするかという問題であります。例えば控除法から加算法に移ります場合には、控除法でありますと固定資産を取得いたしました場合には、まる／＼繰上金額から控除してしまつておるわけでありまして、ところが加

算法に移りました場合には、所得の計算に當りまして、又減価償却の済んでおりました固定資産につきましては、更に減価償却額だけを損金として益金から控除が認められて所得が計算されるわけでありまして、そういういたしますと、控除法をとつておつた時代にすでに固定資産の取得額がそれ／＼繰上金額から控除されておるにかかわらず加算法に移りまして、更にその同じ固定資産につきまして減価償却額が更に控除されて行くことになるのであります。二重に控除される不合理が生じて参りますので、こういう問題の処理を明らかに規定して置かなければならぬわけでありまして、そこでこういう場合にはすでに控除をしてしまつた部分でありまして、将来所得の計算においては減価償却額がなお控除されて行くというふうな部分は、一応附加価値額に計算してしまふ、それから後は本来の加算法の方針によつて計算をして行く、こういう建前をとらうとしておるわけでありまして、半面に加算法から控除法に移ります場合にも、それに似通つた問題があるわけでありまして、なお繰上金額等についても同様な問題が生じて来るわけでありまして、そういうことを三十一條の三に規定いたしておるのであります。

第三十三條の二は、二種以上の事業を合せて行つた場合における附加価値額の算定につきまして、やはり同様に明確な規定を置くこととしておるのであります。水産業の場合と製造業の場合においては税率が違つてゐるわけでありまして、併しなから水産業を行い、且つ製造業を行なつておる事業につきまして、これは水産業の附加価値額がある、これは製造業の附加価値額があるというものを個々に計算することは不可能であります。そこで同じ事業を営んでおります場合は、製造業と水産業を通ずる附加価値額を計算いたしまして、その上でこの附加価値額を水産業に属するものと、製造業に属するものと、それぞれ繰上金額に按分して分けたいと考へたわけでありまして、その結果出ました水産業なり、製造業なりの附加価値額に對しまして、それ／＼の税率を計算しまして、附加価値額を算定して行きたいというふうな考へておるわけでありまして、

第三十五條は、附加価値額の申告納付につきまして、例えば一事業年度を六カ月超えております場合に、六カ月を経過いたしましたからあとに又、事業年度を通ずる附加価値額は計算されてゐないわけでありまして、概算で附加価値税を納付する建前をとつておきます。その場合の概算納付につきましては、前事業年度の附加価値額の月割分だけを課税標準といたしまして、概算で納付するという建前をとつておるわけでありまして、前事業年度の附加価値額の月割を基礎として納付いたします以上、そこに見込み違いがあるとかないとかいふ問題は生じないわけでありまして、従ひまして府県知事に對しまして更正、決定の権限というものを認めないことにいたしておきます。若し違つた数字で申告いたしました場合には、それはむしろ虚偽の申告になるのではなからうかというふうに思われるのであります。又納めない場合には滞納になるのではなからうかというふうな考へられるわけでありまして、併しなから二十六年から事業税の法人分につきましては、従来の附加課税の処分から申告納税の方式に変えようと思つておきます。自然二十七年から行われます附加価値税については、概算納付につきまして今申上げましたような余りに型にはまり過ぎた方法をとらないでも、或る場合にはもつと大幅に当該事業年度の附加価値額の見込額に基いて、概算納付できる途を開いたほうがいいのではないかと思はれるのであります。そこで概算納付を二つに分けて、原則的には前事業年度の附加価値額の月割分を課税標準といたしまして、概算納付します場合につきましては都道府県知事の更正決定の権限を認めません。併しなから当該事業年度の附加価値額が前事業年度の附加価値額よりも著しく下廻ると認められますときには、当該事業年度の附加価値額の見込額に基きまして附加価値税を概算納付することにいたしてよろしいのであります。これを従来は前事業年度の附加価値額の五割以下に下げる場合でなければ認めなかつた。併しなから七割以下になるといふ場合にも当該事業年度の附加価値額の見込額に基きまして概算納付をさせ得る、かように考へてゐるわけでありまして、これは当該事業年度の見込額に基いて納めて行くわけでありまして、

そこにはやはり見込み違いという問題もあるわけでありまして、府県知事に対して更正又は決定の権限を認めて置くこととしたしているわけでありまして、そこで両者を使い分ける意味合いにおきまして、今申し上げたものは概算申告納付という意味でありまして、前事業年度の実績に基いて納めておきますものは、従来の概算納付、かように言葉の使い分けをしようとしているわけでありまして、前事業年度の実績に基いて納めておきますものを概算納付、当該事業年度の見込額に基いて納めたものが概算申告納付であります。概算納付につきましては府県知事に対して更正、決定の権限は認めない。又概算申告納付につきましては府県知事に対して更正、決定の権限を与えようという趣旨の改正であります。

第三十六條の法人附加価値税の概算納付も申告納付も、同趣旨に基きますところの言葉の修正であります。

第三十七條の個人の附加価値税の概算納付、又は概算申告納付も同様の修正であります。従来なら当該年度見込額が前年の二分の一以下に附加価値税の見込額が下らなければ、その見込額を基礎にして納付できなかったものであります。今度は十分の七以下にしか低下しない場合でありまして、言い換れば低下する割合が少い場合であります。見込みによつて納めることを認めようとしております。

更に第三十八條は、個人の附加価値税の申告納付につきまして、やはり今申しました点の字句の修正であります。

第三十九條のほうは申告納付につき

ましては、常に修正申告納付の権限を納税義務者に認めているわけでありまして、修正申告納付の場合にもやはり修正という問題が起きますので、納税義務者に対して修正概算申告納付の権限も認めて置くこととするのであります。

第四十條の概算納付、概算申告納付、或いは修正概算申告納付の言葉使用の關係から生じた修正でありまして、

第四十三條は同様概算申告納付又は修正概算申告納付の制度をとりまして、關係上、それらにつきましては前回の規定を五号と六号とに追加いたしてゐるわけでありまして。

第四十四條も同様の趣旨の改正、三項の「異議の申立は、文書をもつてしなければならない」という規定の挿入であります。

第四十七條は、附加価値税の更正及び決定の権限を書いたところでありまして、先ほど申し上げましたように概算納付につきましては更正又は決定の権限を知事に認めておりませんけれども、概算申告納付、或いは修正概算申告納付につきましては更正、決定の権限を認めようとする趣旨の改正であります。

第四十八條は今申し上げました關係上の字句の修正であります。四十九條も同様であります。第五十一條も同様であります。

第五十二條の青色申告書による申告手續につきまして、新たに設立した法人についての申請の期限を二項に挿入いたしましたわけでありまして、そのほか五項に若干の言葉を附加しておりますが、法人税や所得税に關するものと言

葉を合せている程度の修正であります。

第五十三條は、やはり先ほど申し上げました概算申告納付の關係に伴つて生じたところの言葉の修正であります。

第五十四條は、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う場合の申告納付等に関する問題であります。今まで申し上げましたほかに第三項は分割の基準に關する改正を行なつてゐるわけでありまして、即ち従来二以上の道府県におきまして事務所又は事業所を設けて事業を行なつておりましたものにつきましては、全事業所を通じて計算されましたところの附加価値税の總額というものを事業所の従業員の給与額に按分して、按分された附加価値税にそれぞれ道府県の税率を乗じまして、附加価値税というものを計算して参つたわけでありまして、併しなから市町村民税につきまして、新たに法人税割を設けまして法人税割、この市町村間の分割につきまして従業者の給与額をとるといたしますと、市町村においてその分割の方式が正しかつたか、正しくなかつたかを判別すること非常に困難に思われるわけでありまして、そこで従業者の数でありましたら、その市町村にどれだけの従業者があるか、その企業的全従業員は何人であるかというところは割合に明確にわかるわけでありまして、従ひまして、法人税割の分割が正しくないか、正しいかというものを市町村長が判断しやすいわけでありまして、これと附加価値税の場合と歩調を合せたほうがよろしいと思われまして、それらの事由もあつて、従業者の給与額に按分して

おるのを従業者の数に按分することにしたのであります。なお又特定のものにつきましては従来も固定資産の価格の二分の一を従業者の給与額に按分しておつたのであります。この複雑な分割方法をとりまして、この事業といふものを更に限定をいたしました。同時に従業者の給与額は従業者の数に改正をしたい、こういうふうに極めて簡素な方式によつて分割を行ふことにいたしました。成るだけ納税義務者の便宜にも即したいというふうに考へたわけでありまして、二種の分割方法を用いますのは、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業及び倉庫業だけに限ろうとしてゐるわけでありまして、これは固定資産が非常に大きいものでありますので、従業者の数だけでは分割の基準として適當ではなからうと、こういうふうに考へたのであります。これだけを錢したわけでありまして。

第五十七條の二は、外国法人の場合における主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の意義をここに明確に書いたわけでありまして。

第五十八條は、異議の申立について文書を以てしなければならぬと定めた点であります。第六十一條も同じであります。

第七十條は、来年一月一日から附加価値税が実施せられるわけでありまして、けれども、今年の十二月三十一日以前に解散した法人につきまして、なお残品の整理でありますとか、或いは残業の整理というふうな意味合いにおきまして、物品を販売いたしましたり、製造業を継続したりする場合におきまして、これらの法人事業に對しまして、

附加価値税を課すべきであるか、或いは事業税を課すべきであるか、多少問題があるわけでありまして、そこで二十六年十二月三十一日以前に解散した法人につきましては、清算が終了していませんけれども、やはり将来に亘つては事業税を課することにいたしました。附加価値税は課さないということにいたしましたために、この但書を加えたわけでありまして。

第七十一條は、昭和二十七年一月一日の属する事業年度にかかる附加価値税につきましては、今年の十二月三十一日以前の分につきましては事業税の計算方式をとりまして、来年の一月一日以後の部分につきましては、附加価値税の計算方式をとるわけでありまして、そこで税率をどの税率によるかということが必ずしも明確ではございませんので、四項に念のために昭和二十六年の事業税の税率によるのだということを書いたわけでありまして。

第七十三條は、概算納付と概算申告納付との關係の修正であります。

第七十四條の二は、附加価値税に關する規定が適用される日以前に取得した固定資産の取扱いを書いたわけでありまして、附加価値税の場合には、固定資産を取得いたしましたも、取得したときにその支払金額というものを一時に總売上金額から控除してしまふわけでありまして、そういたしますと、固定資産の整備の終つた企業につきましては、将来に亘つて總売上金額から控除されるものはないわけでありまして、から、来年の一月一日以後において、固定資産の整備を行なつて行きますところの企業につきましては、控除されるものが非常に多くて、たゞく固定資

○委員長(岡本愛祐君) 以上で都道府県税の一応の説明が済みました。

○小笠原三男君 あと大臣がおいでになりましたら、お伺いしたいのですが、この際当局者に伺いたいのですが、入場税、遊興飲食税というのは、根本的に法の改正をする必要がある段階ではないかというふうにも考えられ

る各種の陳情、請願等があつたわけですが、こういう技術的なほんの些細な点だけの修正にとどめられた経過について、詳しく司令部との折衝その他のお話を願いたい。

○政府委員(小野哲君) 私から御答弁いたしますが、入場税或いは遊興飲食税が税率において非常に高いということとは、私どももよく承知しております。同時にこれらの税につきま

しては、従来からできるだけ軽減して参りたいという考えの下に、逐次軽減の方向に歩みを進めておるようなわけでありまして、昨年の地方税法の改正に当りまして、相当これが減額をし

た。ただ問題は、税の高いのはわかつておるのですが、この二つの税が府県の重要な財源になつておる。かような関係から、これを将来府県の財政事情等と考へ合せまして、更に軽減の方向に持つて参りたいという気持には変わりがないわけでありまして、今回

適切な措置を講じて参りたい、かように考へておる次第であります。

○小笠原三男君 それならば二十五年度における地方の入場税、遊興飲食税等の徴収状況に鑑みて、現行法以下に税率を下げる場合には、予定税収額を得られないというふうにお考えになつておられるのですか。

○政府委員(小野哲君) お説の通りであります。現行税率を下げるという場合には、予定の税収額を確保することは困難である、他に代り財源等を持たない限りはなか／＼困難ではないか、かように考へております。

○小笠原三男君 そういふ点については資料を以て御説明できますか。

○政府委員(小野哲君) 現行税率に基く収入見込額というものを資料として提出いたしておるわけでありまして、税率が下ればその資料の点につきましても当然変更を加えなければなら

ないと思つております。○小笠原三男君 徴収方法なり、その課税対象の把握等において欠陥があるために予定の収入を得られないのではないかと、かような考へ方もあるのですが、これも一つの原因として考へられませんか。

か、かように考へております。○小笠原三男君 そうですと、適当な財源が得られる措置が判明して来れば、この二つの税そのものの税率は引

下げられるのが至当であらうと思つて、現行法自体は最善にして最良のもではないというふうな考へであるといふふうに了解しておいてよろしいと思

いますか。○政府委員(小野哲君) 税率は低いほど納税者としては歓迎することになるわけでありまして、一面地方公共団体

の財政の現況という点につきましても關心を十分に持つて行かなければならぬ点であります。従つてこの間を

どういふふうにすれば調整ができるかというところに、問題の帰着点が見え

られると思つて、政府の考へ方としては、できるだけこの種税率については、将来おし／＼と軽減するやうな方向に持つて参りたい、かように考へておる次第であります。○中田吉雄君 事務当局にお願いしたいので

すが、それによつてこの入場税と遊興飲食税の額というものは減らんのじやないかと、かような考へ方があるのです

が、入場税と遊興飲食税との相関関係ですね、どの辺まで下げれば脱税を奨励するやうなことになるか、同時に

大体の予定する目的を達することができるといふ限界があると思つて、下

げるのと徴税額との交差点が、その測定を一つお願いしたいと思

つて、その測定を一つお願いしたいと思つて、その測定を一つお願いしたいと思

つて、その測定を一つお願いしたいと思つて、その測定を一つお願いしたいと思

非常に得にくくなつております関係上、税金の徴収が円滑に行われていな

い面が非常に多いというふうな我々も思つておるわけでありまして、この減税

による減収の問題は、税率の下げ方如何によつて私は非常に変わつて来るだ

らうと思つております。併しながら入場税の場合においては、しば／＼業界で

は入場税の従来収入を保障したいといふやうなことも言われておるわけ

でありますけれども、遊興飲食税につきましても税率を下げて、同時に収入見込額を下げることも希望しておられるやうであります。こういう空気が

取るかわからんですけれども、県は二割だけでやつておる、だから實際上の問題とは何ら関係なく、現実には二分の一徴収で大体賄つて行くようになつておるのですから、法律上の税率を下げたつて何ら徴収そのものの捕捉には差支えないのではないかと考へても持つわけでありませう。そういう点について、全国的に実情を御調査なられた資料があるかどうか、そういうものからもう一度これをお話願ひたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 遊興飲食税、入場税の税率を下げて、例へば前にシャウプさんの予定されたような税収入額を得られるのではないかと。現在の見積り見込額はそれ以上オーバーしておるから、やれるのじやないかというふうな点から、だん／＼お話のようでございますが、入場税につきましては百三十三億ですか、それよりも確か若干増加して取れるような見込額に相成つておりますけれども、遊興飲食税につきましてはシャウプさんの出した数字の上では百二十四億という見込額であつたと思ひますが、これは当時の実情から申しまして到底それだけ見込めませんので、これを九十八億というふうに落して司令部側等ともいろいろ話をいたしました結果、そういう数字が一応地方財政委員会、地方自治庁として許すべき数字であるというふうなことで落しているわけでありませう。そういうふうになつておりますのみならず、一方財政需要のほうを見ますならば、御承知のごとく当時の情勢とは全く一変をいたしておりますし、又最近のいろいろの物価高というふうな点を考へますと、やはり税率を落して参りますならば、到底シャウプ勧告のあの見込額を取つたにいたしましても全体が賄えない、かように考へております。

○小笠原三男君 予定の時間が来ましたので、この程度にとどめて置きませう。

○委員長(岡本愛祐君) それでは今日はこれで散会いたします。

午後三時四分散会
出席者は左の通り。

委員 理事
岡本 愛祐君
堀 末治君
吉川末次郎君
竹中 七郎君
石村 幸作君
岩澤 忠恭君
高橋進太郎君
小笠原三男君
中田 吉雄君

政府委員
地方財政委員会委員
地方自治行政次官 小野 哲君
地方自治行政次官 鈴木 俊一君
地方自治行政次官 奥野 誠亮君
財政課長
事務局側
常任委員 福永興一郎君
常任委員 会専門員 武井 群嗣君
常任委員 会専門員

三月十日本委員会に左の事件を付託された。

一、旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃の請願(第九四一號)(第九八四號)(第九九五號)(第一〇六一號)

一、映画、演劇の入場税軽減に関する請願(第九五〇號)
一、平衡交付金の配分は正に関する請願(第一〇一八號)
一、公職選挙法中一部改正に関する請願(第一〇六〇號)
一、公職選挙法中一部改正に関する請願(第一〇六〇號)
一、映画、演劇の入場税軽減に関する陳情(第一二二九號)
一、六・三制校舎整備費の起債、増額に関する陳情(第一二八八號)
一、警察法改正案反対に関する陳情(第一二三三號)

第九四一號 昭和二十六年二月二十三日受理
旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃の請願
請願者 山形市旅館町山形県旅館組合連合会内、後藤 幹次
紹介議員 小杉 繁安君
旅客にとつて、家庭の延長である旅館に對して遊興飲食税が課せられては、不況のため税金を宿泊料から負担しなればならぬので業者の転業するものが続出してゐるから、旅館に對する遊興飲食税を撤廃されたいとの請願。

第九八四號 昭和二十六年二月二十四日受理
旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃の請願
請願者 群馬県前橋市桑町三群馬車旅館組合連合会前橋支部内、宮内晋英外二十二名
紹介議員 飯島通次郎君
この請願の趣旨は、第九四一號と同じである。

第九九五號 昭和二十六年二月二十六日受理
旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃の請願(十一通)
請願者 群馬県前橋市紺屋町七一群馬車旅館組合連合会内、宮内晋英外九百二十七名
紹介議員 石村 幸作君
この請願の趣旨は、第九四一號と同じである。

第一〇六一號 昭和二十六年二月二十八日受理
旅館の宿泊に対する遊興飲食税撤廃の請願
請願者 神戸市生田区長狭通八ノ二ノ二兵庫県旅館商業協同組合内、大橋 千代造
紹介議員 岡崎 眞一君
この請願の趣旨は、第九四一號と同じである。

第九五〇號 昭和二十六年二月二十三日受理
映画、演劇の入場税軽減に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町二ノ一全国映画演劇労働組合内、宇陀正賢
紹介議員 小笠原三男君
映画演劇の質的発達、文化国家建設のため極めて必要であるが、映画演劇の現状は、過重な入場税の負担によつて、経営が危機に陥つてゐるから、映画五割以下、演劇二割以下、ニュース教育映画の無税等の措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第二一八号 昭和二十六年三月一日受理

公職選挙法中一部改正に関する陳情

陳情者 東京都千代田区役所内

全日本市区選挙管理委

員会連盟内 角田隆治

郎

さきに制定実施された公職選挙法は、理想に走り現実と遊離し、地方選挙の実態を無視する等不備な條項が認められ、ことに選挙運動に関しては、各種公職の種類に拘泥して取扱に差異を設け、あるいは公営の趣旨に徹底を欠く等不合理な点が多いから、公職選挙の公正を期するため、同法中第四百十一、第四百十二、第四百十四、第四百五十一、第四百六十七、第四百七十三の各條を適切に改正せられたいとの陳情。

第二一二号 昭和二十六年二月二十

八日受理

映画、演劇の入場税軽減に関する陳情

陳情者 鳥取県議會議長 濱口

虎太郎

映画、演劇入場税の軽減は、大衆の税負担を軽減し、併せて製作者、興行者の企業および経営の刷新打開を図り、もつて文化の向上発展に資するものであるから、すみやかに映画、演劇の入場税を映画五割、演劇二割に軽減せられたいとの陳情。

第二一八号 昭和二十六年二月二十

八日受理

六・三制校舍整備費の起債わく、拡張に

関する陳情

陳情者 鳥取県日野郡日野村

三森千八

(一)現段階における国、県、市町村間の事務配分および責任分担は、複雑重

複の上財源の配分が適當でないこと、

(二)地方自治体の財源は、地方の緊急経費を賄うに足らないこと、(三)国庫補助および、交付金は、一方的に決定せられ安定性がないこと、(四)地方起債が嚴重に制限されていること等のため、六・三制その他公立学校の建物を整備することができないから、六・三制経費に対する地方起債のわくを拡張し、財政の緩和を図られたいとの陳情。

第二二三号 昭和二十六年三月二日

受理

警察法改正案反対に関する陳情

陳情者 大阪府高槻市南園町母

の会内 笠井晋江外七

名

今回国会に提出されようとしている警察法改正案は、ある一部を除いて国警に主体性を持たせようとするものであり、従前の封建的な警察制度に引き戻そうとするものであつて、憲法ならびに地方自治および警察法前文の真意に反する非民主的なものであるから、反対すると共に改悪部分を再検討の上善処せられたいとの陳情。

昭和二十六年三月二十六日印刷

昭和二十六年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所